

## **農林業職場定着支援事業等の委託費の算定に当たり、架空の請求書を発行させるなどして実際には支払っていない印刷費を含めるなどしていたため、委託費の支払額が過大**

1件 不当金額(支出) 3501万円

### 1 農林業職場定着支援事業(農業雇用改善推進事業)等の概要

厚生労働本省は、農業生産法人等の事業主、労務担当者等を対象とした農業の雇用管理改善の促進のための研修等を実施する農林業職場定着支援事業(農業雇用改善推進事業)(以下「定着事業」)及び中学校、高等学校等の生徒等に対して過労死等の労働問題や労働条件の改善等についての理解が深まるように啓発を行う「過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業」(以下「啓発事業」)。「定着事業」と「啓発事業」を合わせて「委託事業」)をそれぞれ委託して実施している。委託費の対象とすることができる経費は、委託事業の実施に要する経費であり、①委託事業に従事する者的人件費、②講師謝金、講師旅費、印刷製本費等の事業費等となっている。

同本省は、一般競争入札により株式会社日本旅行との間で、平成29年4月及び30年4月に委託契約(29年度定着事業に係る契約金額9936万円、30年度定着事業に係る契約金額7776万円、29年度啓発事業に係る契約金額1782万円)をそれぞれ締結して、委託費として計1億5916万円(29年度定着事業7959万円、30年度定着事業6791万円、29年度啓発事業1164万円)を30年4月及び31年4月に会社に支払っている。

### 2 検査の結果

#### (1) 人件費に関する事態

会社は、業務日誌に基づき、職員12名が定着事業に従事したとして、29、30両年度に人件費計7063万円を精算報告書に計上していた。しかし、人件費の算定根拠である業務日誌の記載内容を確認したところ、定着事業に従事していたとする日時には、一部の職員が休暇を取得したり、他の事業に従事したりするなど定着事業に従事していないかった日時が含まれていた。そして、業務日誌を作成した会社の統括管理者に対して、業務日誌の作成状況を確認したところ、業務日誌は、定着事業への実際の従事状況に基づくことなく作成されていたことが判明した。

そこで、委託事業に従事した職員に対して定着事業への従事状況を確認したところ、多くの職員は、定着事業以外の事業に主として従事するなどしていて、定着事業への実際の従事時間は、業務日誌に記載された時間数を下回っているとしていた。したがって、上記の確認結果に基づくなどして人件費を算定すると計4872万円となり、人件費計2190万円が精算報告書に過大に計上されていた。

#### (2) 印刷費に関する事態

会社は、委託事業の実施に必要な講義資料等の印刷を印刷業者Aへ発注して印刷物の納品を受けたとして、29、30両年度に印刷費計1997万円を印刷業者Aに支払ったとして精算報告書に同額を計上していた。しかし、会社は、上記講義資料等のうち相当部分について、印刷物の納品を受けた事実ではなく、実際に支払った印刷費は上記1997万円のうち計259万円であった。このため、会社は印刷業者Aに架空の請求書を発行させたり、請求書の印刷部数を水増しさせたりなどして、実際に支払った上記の印刷費に、実際に支払っていない印刷費計1738万円を加えた額を精算報告書に計上していた。

(1)、(2)のほか、会社は、29、30両年度に委託費の対象とすることのできない懇親会に係る経費等計19万円を精算報告書に計上していた。

したがって、これらの経費等を除くなどして適正な委託費の額を算定すると、それぞれ29年度定着事業は6130万円、30年度定着事業は5148万円、29年度啓発事業は1135万円となり、委託費の支払額との差額1829万円、1643万円、29万円、計3501万円が過大に支払われていて、不当と認められる。